

防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会設置要綱

平成27年4月 6日制定

平成28年4月20日改正

(設置)

第1条 防府市庁舎建設基本構想・基本計画の策定に当たり、庁舎建設に関する事項について協議及び検討をするため、防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討をするものとする。

- (1) 新庁舎の基本構想・基本計画に関する事項
- (2) その他新庁舎建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体からの推薦者
- (3) 防府市庁舎建設懇話会の公募による選出者
- (4) 公募により選出された者

2 前項第4号の公募及び選出については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市庁舎建設基本構想・基本計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 第3条第1項第2号に係る委員が委員会の会議を欠席する場合には、当該委員の指名する者を代理として出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、総務部庁舎建設室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。